

一般社団法人山形県発明協会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人山形県発明協会(以下「協会」という。)の定款に定めるもののほか、協会会員(以下「会員」という。)の入会、退会及び会費等の取扱いを定め、協会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(正会員及び賛助会員)

第2条 会員は、定款第6条に定める正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 賛助会員は、協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

4 賛助会員は、法人法上の社員の資格を有しない。

(名誉会員等)

第3条 協会には、定款6条に定める会員のほか、次の各号に掲げる会員を置くことができる。ただし、これらの会員は、法人法上の社員の資格を有しない。

(1) 名誉会員

(2) 準名誉会員

2 名誉会員は、協会の事業を理解し、支援、協力及び連携を行う団体等とする。

3 準名誉会員は、県内の少年少女発明クラブとする。

(入会)

第4条 協会の会員になろうとする者は、別紙様式の入会申込書により申請し、協会会長(以下「会長」という。)の承認を得なければならない。

(変更)

第5条 会員は、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに別紙様式の変更届を会長に提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、協会を退会しようとするときは、別紙様式の退会届を会長に提出するものとする。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、退会したとみなすものとする。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(2) 失踪宣告を受けたとき

(3) 団体たる会員が破産したとき

(4) 会費を1年以上納入しないとき

3 協会は、会員が退会等によりその資格を喪失しても、既に納入した会費等は返還しない。

(会費の納入)

第7条 正会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、毎年7月末日までに納入するものとする。

(正会員の種別)

第8条 正会員は、個人会員又は法人会員に分け、別表1の会費の適用基準により区分する。

2 法人格を有しない団体及び特許事務所等は、法人会員として取扱うものとする。

(会費)

第9条 会費は、前条第1項の区分により、別表2のとおりとする。

2 年度の中途に入会した会員の当該年度の会費は、第4条の規定による入会の承認月が上半期(9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

3 前項の会費の納期は、会長が別に定めて通知する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会員の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 旧社団法人発明協会山形県支部規約により、旧社団法人発明協会山形県支部の会員であった者が、引き続き一般社団法人山形県発明協会の会員となる場合は、第4条の規定にかかわらず、入会の手続を省略する。なお、この場合の第8条に規定する会員の種別は、従前のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

ただし、第7条第2項の規定にかかわらず、平成29年度分の会費の納期は、8月末日とする。

別表1 会費の適用基準

種 別		区 分	基 準
正会員	個人会員	第1種	役員又は相当規模の事業を行っているもの
		第2種	第1種以外のもの
	法人会員	第1種(特別)	役員又はこれに準ずるもの
		第1種	資本金10億円以上若しくは従業員1,000人以上のもの又はこれに準ずるもの
		第2種	資本金1億円以上10億円未満若しくは従業員300人以上1,000人未満のもの又はこれに準ずるもの
		第3種	第1種及び第2種以外のもの

別表2 会費 (年額)

種 別		区 分	会 費
正会員	個人会員	第1種	30,000円
		第2種	10,000円
	法人会員	第1種(特別)	300,000円
		第1種	100,000円
		第2種	50,000円
		第3種	30,000円
賛助会員			(一口) 100,000円

別紙様式 入会申込書（個人会員）

一般社団法人山形県発明協会 入会申込書（個人会員）

一般社団法人 山形県発明協会会長 殿

貴協会の趣旨に賛同し、正会員(個人会員)として入会いたします。

申込日 令和 年 月 日

会員種別 個人1種 個人2種

フリガナ		印
名 前		

住 所	〒		
電話番号		FAX	
Eメール			

職 業 会社員 自営業 農林水産業 学生
弁護士 弁理士 教員 公務員
団体職員 その他（ ）

別紙様式 入会申込書（法人会員）

一般社団法人山形県発明協会 入会申込書（法人会員）

一般社団法人 山形県発明協会会長 殿

貴協会の趣旨に賛同し、正会員（法人会員）として入会いたします。

申込日 令和 年 月 日

会員種別 法人1種（特別） 法人1種 法人2種 法人3種

フリガナ		印
社名 (団体名)		

フリガナ	
代表者名	

資本金	万円	従業員数	名
-----	----	------	---

- 業種 農業 林業 漁業 鉱業 建設業
製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業
運輸業 卸売・小売業 金融・保険業
不動産業 飲食・宿泊業 医療・福祉
教育・学習支援業 サービス業 公務
その他（ ）

担当部署名			
住所	〒		
電話番号		FAX	
Eメール			

別紙様式 入会申込書（賛助会員・名誉会員・準名誉会員）

一般社団法人山形県発明協会 入会申込書
（賛助会員・名誉会員・準名誉会員）

一般社団法人 山形県発明協会会長 殿

貴協会の趣旨に賛同し、
 賛助会員
 名誉会員
 準名誉会員
として入会いたします。

申込日 令和 年 月 日

（会社・団体等の場合）

フリガナ		印
社名 団体名		

フリガナ	
代表者名	

担当部署名			
住所	〒		
電話番号		FAX	
Eメール			
事業内容			

（個人の場合）

フリガナ		印	
名前			
住所	〒		
電話番号		FAX	
Eメール			
職業			

別紙様式 変更届

一般社団法人山形県発明協会 変更届

令和 年 月 日

一般社団法人 山形県発明協会会長 殿

会員として貴協会に届出している事項に変更がありましたので、変更届を提出します。

- 会員種別 正会員（個人会員） 第1種 第2種
正会員（法人会員）
第1種（特別） 第1種 第2種 第3種
賛助会員
名誉会員
準名誉会員

(フリガナ) 会員名	
住 所	〒
会員コード	

- 変更事項 会員名 会社・団体等の代表者 住所
電話番号・FAX番号・Eメール 職業又は業種

変更前の内容	変更後の内容

別紙様式 退会届

一般社団法人山形県発明協会 退会届

一般社団法人 山形県発明協会会長 殿

私は、貴協会を退会いたします。

退会日 令和 年 月 日

(フリガナ) 会員名			
住 所	〒		
会員コード		会員種別	